

第六十七回
帝國議會
貴族院

倉庫業法案特別委員會議事速記録第一號

付託議案

倉庫業法案

委員氏名

委員長 侯爵井上 三郎君
副委員長 子爵植村 家治君

男爵橋元 正輝君
男爵杉溪 由言君

内藤 久寛君
中村圓一郎君

門野幾之進君
武井覺太郎君

田中徳兵衛君

昭和十年三月二十二日(金曜日)午前十時
十九分開會

○委員長(侯爵井上三郎君) 只今ヨリ會議

ヲ開キマス、商工大臣ハ御病氣デ御出席ガ
ゴザイマセヌカラ、政府委員カラ御説明ヲ
御願イタシタイト思ヒマス

○政府委員(高橋守平君) 大臣病氣デゴザ

イマシテ、御説明出來マセヌノデ、私カラ
代ッテ御説明イタシマス、本會議ニ於キマシ
テ提案ノ理由ハ申上ゲタノデゴザイマス
ガ、尙ホソレヨリモ詳シク御説明申上ゲマ
シテ御了解ヲ得タイト思フノデアリマス、

倉庫業ハ各種物資ノ大量保管ヲ其職能トシ

テ居ルノデアリマシテ、其機能ヲ完全ニ發

揮シ得ルカドウカハ、獨リ商取引ニ重大ナ

ル關係ガアリマスノミナラズ、國民生活ニ

至大ノ利害關係ヲ有シテ居ルノデアリマス、

殊ニ天災地變等一朝有事ニ際シマシテハ、

倉庫ノ設備ノ完備ガ國民生活ノ安危ニ重大

ナル關係ヲ有シテ居リマスコトハ、嘗テノ

關東大震災、或ハ最近ノ關西ノ風水害等ニ

於テ明カナル所デアリマス、倉庫業本來ノ

使命ハ只今申述べマシタ通り、貨物ノ保管

ニアルノデアリマスガ、更ニ其發行ニ係リ

マス所ノ倉庫證券ノ商品賣買及ビ商品ノ擔

保金融上ニ資スル便益ハ實ニ甚大ナルモノ

ガアルノデアリマス、從テ倉庫業ヲ整備改

善シテ、倉庫營業及ビ倉庫證券ノ信用向上

ヲ圖リマスコトハ、商取引ノ進展、産業金

融ノ圓滑ヲ期スル上ニ於キマシテモ、極メ

テ緊要ナルコトト考ヘルノデアリマス、此

故ニ倉庫業ハ銀行業、保險業、信託業等ノ

諸業ト共ニ、他ノ産業ト較ベマシテ著シク

公共性ヲ有シテ居ルト言ハレテ居ル次第デ

アリマス、倉庫ノ設備及ビ經營ノ改善整備

ヲ圖リマスコトハ、國民經濟上誠ニ緊切ナ

ル要務ニ屬スルノデアリマス、從テ歐米各

國ノ立法例ニ徴シマシテモ、何等カノ取締

法規ヲ設ケテ、ソレノ監督制度ヲ樹立シ

テ居ルノデアリマス、然ルニ我國ニ於キマ

シテハ、倉庫事業ニ對スル監督取締ノ法規

ガ完備イタシマセヌデ、農業倉庫、保税倉

庫等ノ特殊倉庫ヲ除ク一般營業倉庫ニ對シ

テハ、一部地方廳令ニ依ル取締ノ外何等ノ

取締法規モナイノデアリマス、最近ノ調査

ニ依リマスルト、本邦倉庫營業者ノ數ハ六

百ニ垂ントシ、倉庫ノ總延坪數ハ八十餘萬

坪、一箇年ノ出入庫ノ高ハ各ミ二十數億圓

ニ達シテ居ルノデアリマス、是等ノ倉庫ノ中

ニハ設備ニ缺陷アルモノモアリマシテ、貨

物ノ保管上遺憾ナキヲ得ザルノミナラズ、

經營上ニ於キマシテモ色々ノ弊害ヲ認メル

ノデアリマス、爲ニ倉庫營業及ビ倉庫證券

ノ信用ヲ失墜セシメ、商取引ノ進展、竝ニ

産業金融ノ圓滑ヲ期スル上ニ於キマシテ支

障ナキヲ得ザルモノト認メラレル次第デア

リマス、此故ニ我國ニ於キマシテモ數年來

倉庫營業ニ關スル取締法規制定ノ必要ヲ認

メマシテ、之ガ立案ヲ研究中デアッタノデア

リマスガ、今般愈、成案ヲ得マシテ、茲ニ今

議會ニ提案スル運ビトナッタ次第デアリマ

ス、今本法案ノ内容ノ大要ヲ申上ゲマスレ

バ次ノ通りデゴザイマス、第一ニ倉庫營業

者ガ倉庫證券ヲ發行セムトスル場合ニハ主

務大臣ノ許可ヲ得ルコトヲ要スルコト

ト致シタノデアリマス、サウシテ許可

ヲ爲スニ當リマシテハ、倉庫營業者ノ資

力、信用、設備ノ狀況竝ニ事業經營ノ方法

等ヲ審査スルコトト致シマシテ、之ニ依ッ

テ倉庫營業竝ニ倉庫證券ノ信用ヲ保持

シ、同時ニ寄託者及ビ證券所持人ノ利益ヲ

確保スルコトト致シタノデアリマス、第二

ニ倉庫證券ノ發行ヲ爲スヤウナ倉庫營業ハ

特ニ公共性ヲ有スルモノト認メラレルノデ

アリマスカラ、所謂保管強制ヲ認メ、正當

ノ事由ナクシテハ寄託ノ引受ヲ拒ムコトヲ

得ザルコトト致シタノデアリマス、第三ニ

倉庫證券ノ信用ヲ確保スル一ツノ方法ト致

シマシテ、現在ノ商慣習ニ則リ、所謂保險

強制ヲ認メ、倉庫證券ヲ發行スル場合ニハ

受寄物ヲ原則トシテ火災保險ニ付セシムル

コトト致シタノデアリマス、第四ニ倉庫營

業者ノ事業ノ執行ノ適正ヲ確保スル趣旨ヲ

以チマシテ事業ニ對スル諸般ノ監督規程ヲ

設ケマスト共ニ、本法ニ規定スル義務ニ違

反セル場合ノ罰則ヲ規定シタノデアリマ

ス、最後ニ既存ノ營業者ニ對シテハ適當ナ

ル經過規定ヲ設ケマシテ、一定ノ期間主務

大臣ノ許可ヲ受ケズシテ倉庫證券ヲ發行シ

得ルコトヲ致シタノデアリマス、本法案

ノ趣旨ハ大要以上ノ如クデアリマスガ、

衆議院ニ於キマシテ第三條ノ認可ヲ届出ニ

改ムル趣旨ノ修正ガ行ハレマシタ、政府

原案ニ於テハ倉庫證券發行ノ許可ヲ受ケタ

ル者ガ事業ノ經營、營業規則又ハ保管料率

表ヲ變更セムトスル場合ニ於キマシテハ

命令ノ定ムル所ニ依リマシテ主務大臣ノ認可ヲ

受ケベキコトヲナツテ居リマシタガ、之ヲ届

出ヲ爲スベキコトヲ改ムルト同時ニ、之ニ

伴フテ關係條文ノ字句ヲ修正シタニ過ギナ

イノデアリマシテ、右修正ハ本法案ノ根

本趣旨ニ牴觸スルモノデハナク、法律ノ適

切ナル運用ニ依リマシテ大體ニ於テ政府原

案ト同様ナル目的ヲ達シ得ルモノト存ジマ

スカラ、右修正ニ同意イタシタ次第デアリ

マス、何卒十分ニ御審議アラムコトヲ切望

イタシマス

○委員長(侯爵井上三郎君) ドウゾ御質問

ヲ願ヒマス

○内藤久寛君 チョット御問ヲ致シタイト

思ヒマスガ、此原案ニ衆議院ニ於テ認可ヲ

届出ニ修正サレタト云フコトデスガ、是ハ

最初届出ニスベキモノヲドウシテ此認可ト

云フコトニナリマシタノデゴザイマスカ

○政府委員(村瀬直義君) 實ハ倉庫證券ノ

發行ノ其許可ヲ申請イタシマシタ場合ニ、

其許可ノ決定ヲ致シマスル際ニハ倉庫事業

ノ大體ノ其内容ヲ能ク精査イタシマシテ許

否ノ決定ヲ致シマスル次第デゴザイマスル

ガ、其際ニハ事業計畫トカ營業規則トカ或

ハ保管料率表ト云フヤウナモノハ一ツノ重

要ナ資料デゴザイマスルカラ、ソレヲ認可

申請ヲ致シマスル際ニハ提出ヲサセマシテ、

是等ヲ十分ニ審査ヲ致シマシタ上ニ許可ノ決

定ヲ致スコトニ致シテ居リマスル次第デゴ

ザイマス、從ヒマシテ其認可申請……許可申

請ノ際ニ提出シマシタ營業計畫或ハ其營業

規則等ヲ事後ニ於テ變更イタシマスル場合

ニモ矢張り十分ニ監督ヲスル必要ガアル、斯

ウ云フヤウナ立前カラ變更ニ付テモ認可申

請ヲ必要トスル、斯様ニ決定ヲ致シタ次第

デゴザイマス、唯先程御説明ニアリマシタ

ヤウニ、之ヲ現實届出ニ改メマシテモ此届

出ハ事前ノ届出デ、豫メ届出ヲ致スノデゴ

ザイマスカラ、其變更ノ事項ガ著シク不當

デアル、斯ウ云フヤウナ場合ニ於キマシテ

ハ届出ノアリマシタ際ニ十分ニ其審査ヲ致

シマシテ、例ヘバ法律ノ第九條等ニ依リマ

シテ變更ヲ命ズルト云フヤウナ途ゴザイ

マスカラ、若シモ其變更ノ事項ガ著シク不

相當デアル、斯ウ云フヤウナ場合ニ於キマ

シテハ第九條等ノ發動ニ依リマシテ、大體

ニ於テ所期ノ目的ヲ達シ得ルカト斯様ニ考

ヘマシタ關係上、衆議院ノ修正ノ御提案ニ

對シマシテ御同意ヲ申上ゲタ次第デゴザイ

マス

○子爵植村家治君 之ニ關聯シテチョット

御尋シタイノデスガ、サウシマスト事業計

畫ナリ營業規則又ハ保管料率表ノ變更ヲス

ル場合ニハ前以テ届出ル、斯ウ云フコトニ

承知シテ宜シイノデスカ

○政府委員(村瀬直義君) 大體左様ニ致シ

タイト考ヘテ居リマス

○子爵植村家治君 サウスルト大體認可ヲ

受ケルト云フ形式ニハ手續上ナル譯デスネ、

唯認可ヲ受クベシト云フノヲ届出ヅベシト

云フコトニナツテ、前以テ届ヲ出ス、其届ニ

依ッテ主務省デハソレガ果シテ妥當デアル

カドウカト云フコトヲ研究審議サレテ、サ

ウシテ其届書ガ不當デアッタ場合ニハ、其届

ニ變更ヲ命ズル、詰リマア認可ノ形式ニナ

ル譯デスネ

○政府委員(村瀬直義君) 原案ト違ヒマス

ルノハ、原案デハ認可ガナケレバ其變更ノ

效力ガアリマセヌ、從テ其認可ノ處分ガア

リマセヌ間ハ變更スルコトガ出來マセヌ、

今度ハ認可ガアリマセヌデモ届出ニ依ッテ

變更スルコトガ出來マス、唯届出タ事項ガ

著シク不相當デアリマシタ場合ニハ變更ス

ルコトガ出來ル、斯ウ云フコトデゴザイマ

スルカラシテ、運用上ニ於テハ多少結果ガ

無論違フコトト存ジマス、詰リ今度ノ改正

修正案ニ依リマスルト、ソレニ對シテ、其變

更ニ對シマシテ認可ヲ致シマセヌデモ豫メ

届出サヘシテ置キマスレバ變更スルコトガ

出來ル、斯ウ云フコトニナツテ居リマシテ、

唯監督官廳ノ方カラ致シマスレバ其變更ニ

係リマス事項ガ著シク不相當デアリマスル

場合ニハ、ソレニ對シテ更ニ九條ニ依ッテ監

督ノ處分ヲスルコトガ出來マスガ、九條ニ

依ッテ監督ノ處分ヲ致シマセヌ場合ニ於キ

マシテハ特ニコチラカラ認可ヲスルト云フ

手續ガナクッテモ變更ヲシテ差支ナイ、斯ウ

云フコトニナリマスル點ガ違フカト思ヒマ

ス

○子爵植村家治君 サウ致シマス、例ヘ

バ營業者ガマア勝手ナ、勝手ナト言ッテハ甚

ダ語弊ガアルカモ知レマセヌケレドモ、非常

ニ自分ニ便宜ナ營業政策カラ色ミナ立案ヲシマシテ、サウシテソレヲ届出アルカラ前以テ届出ル、届ケ放シデ其自分ノ事業計畫通り商業ガ出來ル、主務省ノ方デ研究ニナツテ居ル期間中、自分ノ營業ヲ勝手ニ運用ラシテ行クト云フコトデ、其期間中ハ矢張り證券保持者ニ於テ色ミノ、或ハ不利益ガアルカ分ラヌシ、利益ガアルカモ分リマセヌガ、免ニ角勝手ナ方法ニ依ッテ處理サレル、審議サレテ居ル期間中ハ勝手ナ方法ニ依ッテ……或ハ何等カノ不利益ガアレバ不利益ヲ受ケテ居ル場合ガアルデスネ、サウスルトソレガ今年主務省ノ方デ届書ノ内容ノ審議ガ濟ンデ、サウシテハ不穩當ダト云フ場合ニデスネ、是ガ正當ナ方法ニ改メラレル譯デスカ、其間ニ例ヘバ非常ナ一般ニ保管サレテ居ルモノニ非常ナ不利益ガアツタ場合ニ、サウ云フ場合ニハドウ云フ方法ニ依ッテ監督ノ……其賠償ト云フトオカシイデスカ、責ヲ主務省ガ負ハレルコトニ、何カ命令デ行クトカ、或ハ施行規則トカ云フモノヲ御定メニナリマスノデスカ、其點ヲ……

○政府委員(村瀬直養君) 大體只今御質問ノ點デアリマスガ、例ヘバ營業規則トカ、保管料率表ヲ今度變更イタシマシテモ、届出ヲスルコトニシタラ宜イト云フコトニナリマシタガ、只今申上ゲマシタヤウニ其届出ハ豫メ届出ル、是ハ何日前届出ル、何週間前届出ルト云フコトハ命令デ何レ適當ニ考ヘナケレバナリマセヌト思ヒマスルガ、其所定ノ期間前ニ、豫メ届出ル、斯ウ云フコトニナツテ居リマスルト、其所定ノ期間ヲ經過シタ後デナケレバ變更シタ通り實行シテ行クトハ出來ナイコトニナリマス、從テ其所定ノ期間、何週間ナラ何週間ト云フ期間ノ間ニ、官廳ノ方デ其内容ガ適當デアルカドウカ十分ニ検査ヲ致シマシテ、若シモ著シク不相當デアルト云フコトデアリマスルナラバ、其變更ヲ實施イタシマスル前ニマア再變更ト申シマスルカ、九條ノ規定ニ依ッテ監督處分ヲスルコトニ致シマスルカラ、大體ニ於テ其當業者ノ變更セムトスル計畫ヲ實施イタシマスル前ニ監督處分ヲ出スコトガ出來ルノダト考ヘテ居リマスノデゴザイマス

○子爵植村家治君 サウ致シマス、唯認可ガ届出ニナツタ、字句ハ變ツタケレドモ、マア内容ハ認可ノ形式、監督上主務省ノ命令其他ニ依ッテ定メラレタ方法ニ依ッテソレヲ届出ヲ處理スル、斯ウ云フコトニ承知シテ宜シウゴザイマス

○政府委員(村瀬直養君) 大體左様ニシテ運用シテ行キタイト斯様ニ考ヘテ居リマス

○委員長(侯爵井上三郎君) 外ニ何カ御質問ゴザイマセヌカ

○男爵杉溪由言君 私ハ質問デハゴザイマセヌガ、今日頂戴シマシタ參考資料ハ此間アノ衆議院ノ特別委員會ノ節御請求ガアリマシテ御出シニナツタ資料ガ全部デゴザイマセウカ

○政府委員(村瀬直養君) 大體アノ衆議院デ要求ニナリマシタ資料ハ全部差上ゲテ居リマスコトト存ジテ居リマス、ソレカラ是ハ資料ト云フノデハゴザイマセヌガ、私ガ衆議院ノ委員會デ説明イタシテ居リマシタ許可ノ標準ノ問題ガゴザイマシタガ、是ハ口頭デ説明イタシタモノヲ書面ニ書イテ呉レト云フノデ、書面ニ書イテ差出シマシタノデゴザイマスガ、或ハソレハ御手許ニ御送りシテ居リマセヌカモ知レマセヌ、其以外ハコチカラ提出シマシタモノハ、全部コチラヘモ御提出申上ゲテ居リマスヤウニ考ヘテ居リマス

○内藤久寛君 只今御述ニナツタ衆議院ノ方ニ書イテ御渡シニナツタト云フモノヲ我ミノ方ヘモ御知ラセ願ヒタイト思ヒマス

○政府委員(村瀬直養君) 承知イタシマシタ、只今チョット持合セガゴザイマセヌカ

ラ、後刻御提出イタシマス

○子爵植村家治君 ソレデハ先程ノ參考書モ戴キ、尙ホ只今御配リニナリマシタ資料モ能ク拜見イタシテ、次回ノ質問ノ資料トシタイト思ヒマス

○政府委員(村瀬直養君) 了承イタシマシタ、早速御届イタシマス

○中村圓一郎君 私少シ遅レマシタノデ、既ニ御説明ニナツタカモ存ジマセヌガ、第一條ノ但書ニ「勅令ヲ以テ指定シタル倉庫營業者ハ此限リニ在ラズ」、此勅令ヲ以テ指定シタル倉庫營業者ト云フノハ、ドウ云フモノヲ指サレルノデアリマスカ

○政府委員(村瀬直養君) 第一條ノ但書デ豫想シテ居リマスノハ、例ヘバ國ノ營業倉庫デアリマストカ、或ハ公共團體ノ營業倉庫ノヤウナモノデアリマシテ、別ニ本法ニ依ッテ特別ニ監督法規ヲ適用イタシマセヌデモ、十分他ノ方法デ監督ノ途ガ備ッテ居ルト云フヤウナモノニ付キマシテハ、本法ノ許可ヲ受ケサセル必要ハナカラウト思ヒマシテ、是ハ除外イタシタイ、斯様ナ考デゴザイマス

○中村圓一郎君 農業倉庫トカ、アア云フモノハ此中ニ含まツテ居リマス

○政府委員(村瀬直養君) 農業倉庫デゴザ

イマスカ、農業倉庫ハ此中ニ入ッテ居リマセヌ、詰リ此倉庫業法ヲ適用イタシマスル客體ハ第一條ニ書イテアリマスルヤウナ倉庫營業者ト云フモノニナッテ居リマス、即チ農業倉庫ハ商法ノ所謂倉庫營業者デゴザイマセヌカラ、商法ノ適用ヲ受ケナイモノハ第一條ノ倉庫業者ノ中ニ入リマセヌ、從テ倉庫業法ノ適用ヲ受ケナイコトニナッテ居リマス、從テ第一條ノ但書ノ勅令デ除外スル必要ハナイト、斯様ニ考ヘテ居リマス

○中村圓一郎君 勅令ヲ以テ指定シタル倉庫業者ノ中ニハ農業倉庫ハ入ッテ居ラヌ、是別ノ方法デ農業倉庫ガ出來テ居ル……

○政府委員(村瀬直養君) 詰リ農業倉庫ハ初カラ倉庫業法ノ適用カラ除外サレテ居ル、從テ特ニ但書デ除外スル必要ハナイ、斯ウ云フ考デゴザイマス

○中村圓一郎君 モット御尋シテ見タイト思ヒマスルガ、此程度ニ於キマシテ……

○委員長(侯爵井上三郎君) 其他ニ只今御質問ハゴザイマセヌカ、ソレデハ此程度ニシテ散會ヲ致シマス

午前十時五十一分散會

出席者左ノ如シ

委員長 侯爵井上 三郎君
副委員長 子爵植村 家治君

委員

男爵橋元 正輝君

男爵杉溪 由言君

内藤 久寛君

中村圓一郎君

田中德兵衛君

政府委員

商工參與官 高橋 守平君

商工省商務局長 村瀬 直養君

商工書記官 岸 信介君